|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **特定業務委託契約書**　　　　　年 　月 　日日本取引所自主規制法人　理事長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 本店所在地 |  |
| 商号又は名称 | 印 |
| 代表者の役職氏名 | 印 |

　　　　　　　　　　　　（以下「当社」という。）は、担当会社のＪ－Ａｄｖｉｓｅｒとして日本取引所自主規制法人（以下「貴法人」という。）から金融商品取引法第８５条第４項に規定する特定業務の委託を受けることとし、貴法人が定めた下記の事項を承諾します。記１．株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）又は貴法人が現に制定している及び将来制定又は改正することのある定款、業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則（以下「諸規則等」という。）のうち、Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒに適用のあるすべての規定を遵守すること。なお、諸規則等のうち特定取引所金融商品市場に関する規定において「当取引所」とあるのは、必要に応じ「日本取引所自主規制法人」と読み替えて適用されること。２．諸規則等に基づいて取引所又は貴法人が当社に対して行う、命令、手続き及び処分（Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒ資格の取消し又は一時停止、警告、違約金の賦課を含むがこれらに限られない。）に従うこと。３．当社がＪ－Ａｄｖｉｓｅｒ資格を喪失する場合（Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒ資格が取り消された場合及びその喪失の申請が認められた場合を含むがこれらに限られない。以下同じ。）又はその一時停止の措置を受けた場合には、貴法人は、何らの催告を要せずして直ちに本契約を解除できること。４．当社がＪ－Ａｄｖｉｓｅｒ資格を喪失する場合又は本契約が解除若しくは解約された場合は、これにより発生した損害について当社が一切の責任を負わなければならないこと。また、当社は、取引所、貴法人並びに、関係する取引参加者、他のＪ－Ａｄｖｉｓｅｒ、上場会社及び新規上場申請者に対し、一切迷惑をかけないこと。５．貴法人から本契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異議の申出を行わないときは、その変更について同意したものとすること。６．本契約及び諸規則等は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。７．当社と貴法人との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。 |

以上